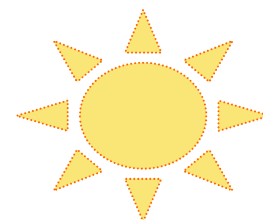


豊橋市こども発達支援ガイド

豊橋市では、お子さんの発達に関する不安や悩みに対して、関係機関と協力して支援できる体制づくりを目指しています。



豊橋市こどもの発達支援相談窓口



こんな悩みはありませんか？

言葉のことが心配。落ち着きがなくて大変！！こどもの発達のこと教えてほしい。

同じ病気や悩み、同じ心配を話し合える仲間が欲しいなあ。

就学のこと学校生活のこと不登校のことなど、どこに相談すればいい？？

子育ての不安は誰にでもあるもの。一人で悩まずに誰かに相談してみましょう！

相談内容	豊橋市こども発達センター	豊橋市立高山学園 (児童発達支援センター)	※1	豊橋あゆみ学園 (児童発達支援センター)	※1	豊橋くすのき学園 (児童発達支援センター)	※1	いわさき・こどもの育ち支援センター LUCIA(児童発達支援センター)	※1	東三河児童・障害者相談センター	こども保健課	こども若者総合相談支援センター ココエール	こども未来館ここにこ	教育会館相談室(にじの子相談)	教育会館相談室(教育相談)	豊橋特別支援学校	豊橋聾学校	豊橋市立くすのき特別支援学校 (くすのき相談センター)	豊川特別支援学校	とよはし総合相談支援センター ほっとびあ	障害福祉課	各地域の学校
未就学児対応	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
就学児対応	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
子どもの発達についての相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発達支援についての相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害児の相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不登校・ひきこもり・非行等の相談										○		○			○	○		○	○			○
虐待についての相談										○		○										
就学についての相談												○		○		○	○	○	○			○
学校生活・教育についての相談												○			○	○	○	○	○			○
福祉サービス等の相談		○	○	○	○															○	○	

○は相談先の参考にしてください。○がついていなくても、お気軽にご相談ください。

※1児童発達支援センターは地域の中核的な支援施設であり、障害のある子ども又はその可能性のある子どもへの発達支援や相談などを行っています。(児童福祉法等に基づく)

相談機関の連絡先

機関名	住所	電話番号	FAX番号	対応可能日時
豊橋市こども発達センター	豊橋市中野町字中原100 (ほいっぷ内)	☎ 39-9200	47-0911	火～土 8:30～17:15
豊橋市立高山学園 (児童発達支援センター)	豊橋市多米町字野中152	☎ 61-1019	64-1309	月～金 8:30～17:00
豊橋あゆみ学園 (児童発達支援センター)	豊橋市高師町字北原 1-104	☎ 63-5031	39-5778	月～金 9:00～17:00
豊橋くすのき学園 (児童発達支援センター)	豊橋市高師町字北原 1-103	☎ 61-8273	39-6005	月～金 9:00～17:00
いわさき・こどもの育ち支援 センターLUCIA (児童発達支援センター)	岩崎町字利兵65	☎ 21-7900	21-7901	月～金 8:30～17:30
東三河児童・障害者相談 センター (児童育成課)	豊橋市八町通5-4 (愛知県東三河総合庁舎一階)	☎ 54-6465	54-6466	月～金 8:45～17:30
こども保健課	豊橋市中野町字中原100 (ほいっぷ内)	☎ 39-9160	38-0770	月～金 8:30～17:15
こども若者総合相談支援 センター ココエール	豊橋市松葉町3-1	☎ 54-7830	21-9088	月～金 9:00～19:00 土・日 9:00～17:00
こども未来館ここにこ (子育てプラザ)	豊橋市松葉町3-1	☎ 21-5528	21-5529	開館日 9:30～17:00
教育会館相談室 (にじの子相談)	豊橋市神野ふ頭町3-22 (豊橋市教育会館内)	☎ 33-1366	33-1631	月～土 9:00～17:00
教育会館相談室(教育相談)	豊橋市神野ふ頭町3-22 (豊橋市教育会館内)	☎ 33-2115	33-1631	月～土 9:00～18:30
愛知県立豊橋特別支援学校	豊橋市西口町字西ノ口 25-10	☎ 61-8118	63-5783	月～金 9:00～17:00
愛知県立豊橋聾学校	豊橋市草間町字平東 100番地	☎ 45-2049	47-7545	月～金 8:30～17:00
豊橋市立くすのき特別支援 学校(くすのき相談セン ター)	豊橋市野依町字上ノ山 3番地の2	☎ 29-7660	25-1007	月～金 8:30～17:00
愛知県立豊川特別支援学校	豊川市平尾町門田77	☎ (0533) 88-2553	(0533) 88-2595	月～金 9:30～17:00 (相談受付)
とよはし総合相談支援 センター ほっとぴあ	豊橋市前畑町115 (あいてピア2階)	☎ 56-4111	57-2595	月～土 9:00～17:00
障害福祉課 (福祉サービスグループ)	豊橋市今橋町1番地 (豊橋市役所東館1階)	☎ 51-2347	56-5134	月～金 8:30～17:15

※祝日、年末年始は除く (こども未来館は開館日に準ずる)

子どもの発達・福祉のこと お気軽にご相談ください。

【児童の福祉サービスについて】

1. サービスの種類・対象者・内容

区分	サービス名	対象者	サービス内容
障害福祉サービス (青色受給者証)	居宅介護	就学前の児童、 就学後の児童	家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の家族による介護の補助を行います。
	行動援護	主に就学後の児童	重度の知的・精神障害により、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方へ外出時の支援を行います。
	同行援護	主に就学後の児童	視覚障害児の外出時の支援を行います。
	短期入所	主に就学後の児童	家族の人の病気や用事があるときに、施設に短期間宿泊し食事・入浴・排泄などの必要な支援を行います。
障害児通所支援 (白色受給者証)	児童発達支援	就学前の児童	施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	就学前の児童	重度の障害等の状態にある障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	就学前の児童、 就学後の児童	支援員が保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活適応に向け、本人又は施設スタッフに対して専門的な支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学後の児童 (6歳～18歳)	学校授業終了後または休業日に、施設において生活能力向上のために必要な訓練、社会の交流の促進など必要な支援を行います。
地域生活支援事業(黄色受給者証)	移動支援	就学前の児童、 就学後の児童	屋外での移動が困難な場合に、地域における自立生活及び社会参加を促すために外出時の支援を行います。 (※通学での利用はできません。)
	日中一時支援	就学前の児童、 就学後の児童	日中、保護者の方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な場合に、施設にて預かり支援を行います。
	訪問入浴	就学前の児童、 就学後の児童	家庭での入浴が困難な障害児に対して、入浴の支援を提供します。

2. 申請のできる方

障害児の保護者

※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳未満の方の他、

難病、発達障害の診断を受けた方で支援を必要とする18歳未満の方も利用が可能です。

ただし、医師の診断書等、書類の提出が必要です。詳細は障害福祉課にご相談下さい。(電話:51-2347)

3. 利用者負担について

負担が増えすぎないように、所得に応じた上限月額(サービス利用料の1割の範囲内)が決められています。食費、光熱水費は全額自己負担です。

【利用者負担上限月額】

区分	利用者負担上限月額
生活保護世帯、非課税世帯	0円
市民税課税世帯(所得割額28万円未満)	4,600円
市民税課税世帯(所得割額28万円以上)	37,200円

※ 幼児教育の無償化に伴い、障害児通所支援事業(放課後等デイサービスを除く)を利用している3歳～5歳のお子様の利用料が無償化されます。

4. 申請の流れ

(1) 障害福祉課へ申請・面談

* 申請時には聞き取りを行いますので、申請者は支給申請に関わる児童と来庁して下さい。



(2) 事業所へ相談・依頼等

・障害児通所事業所へ見学や体験を通じて、具体的な支援内容や利用開始時期、利用日数の相談を行います。

・サービスを利用するための障害児支援利用計画案(※1)を作成します。

作成は相談支援事業所の相談支援専門員へ依頼します。



(3) 障害福祉課に障害児支援利用計画案の提出

利用計画案にて利用予定の障害児通所事業名や希望日数等の確認を行います。



(4) 受給者証の発行

・利用計画案を提出後、受給者証の発行までに1～3週間程度かかります。

・受給者証が自宅へ送付されます。



(5) 契約・サービス利用

・利用事業所と契約をする前にサービス担当者会議を行い支援内容の確認を行います。

・利用事業所と契約を行います。契約時には受給者証の提出が必要になります。

・サービスを利用した場合は利用料金の支払いがあります。

(※1) 障害児支援利用計画案及びサービス等利用計画案について

地域の相談支援専門員(指定相談支援事業所に所属)が障害児通所支援等の利用に関して、障害児支援利用計画案等を作成し、受給者証が発行後にサービス事業所、サービス利用予定の保護者・児童と担当者会議や連絡調整等を行うとともに障害児支援利用計画の作成を行います。

相談支援専門員の方はサービス利用保護者・児童からの生活相談や、児童のサービス利用事業所からの相談、学校の先生からの相談等に対応しています。

5. 申請方法

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書等、個人番号カードまたは通知カードを用意していただき、申請支給に係る児童(支援を受ける本人)と障害福祉課へお越し下さい。

6. その他

・地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援、訪問入浴)のみの申請時には利用計画案の提出は不要です。

・受給者証発行後、更新が1年毎あります。基本的には児童の誕生月が更新月です。更新される場合は、下記に該当する年齢や学年の際、申請書とともに再度、医師の診断書の提出をお願いしております。(障害者手帳を所持している場合は除く)

2歳
4歳
7歳(小1)
10歳(小4)
13歳(中1)
16歳(高1)

更新の際、医師の診断書をご提出ください。
※診断書を受け取るために病院によっては時間がかかる場合があります。
前もった準備をお願いします。
(ただし、診断書の有効期限は更新月より3か月以内としております。)

○事業所一覧

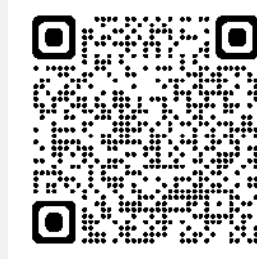
豊橋市ホームページにて豊橋市内に所在する事業所の一覧表を掲載しています。



<https://www.city.toyohashi.lg.jp/19020.htm>

○事業所空き情報

とよはし総合相談支援センターほっとぴあのホームページにて、事業所空き情報を掲載しています。



https://toyohashi-ssc.main.jp/?page_id=36

○「育くなび（いくなび）」

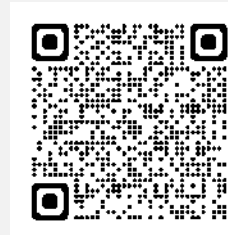
子育てに関する情報（入園・入学や子どもの預かり、育児相談やおでかけスポットなど）が見られる、総合情報サイトです。



<https://www.city.toyohashi.lg.jp/ikunavi/>

○「ファミケア支援検索」

利用したいサービス内容による絞り込み検索や空き情報などから、希望にあった支援事業所を効率的に見つけることができるオンラインサービスです。



<https://www.city.toyohashi.lg.jp/62023.htm>

作成・発行：豊橋市障害福祉課

豊橋市障害者自立支援協議会こども支援専門部会

発行日：令和7年4月